



## Vol.81

弁護士 岡 正俊  
杜若経営法律事務所

### ★一人親方が作業中に屋根から転落して死亡した事故に関し安全配慮義務違反が否定された裁判例

今回のニュースレターは、一人親方が作業中に屋根から転落して死亡した事故に関し、その相続人である原告らが、作業を依頼した被告に対し、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求を求めた事案において、被告の安全配慮義務違反が否定され、原告らの請求が棄却された裁判例（東京地裁 R1. 8. 5 判決）をご紹介します。

#### 1 事案の概要

##### (1) 当事者

亡Aは、社寺建築を専門とする会社で宮大工として稼働し、同社退職後、京都府内において一人親方として宮大工を営んでいました。原告らは亡Aの相続人です。

被告は、埼玉県内において一人親方として宮大工を営んでいました。なお、被告は亡Aに対し、香川県内の神社の修理工事（別件修理工事）の応援を依頼したことがありました。

##### (2) 事故の状況

被告の所有する埼玉県内の加工場（本件加工場）の屋根が大雪で倒壊したため、被告は亡Aに屋根の修理工事を依頼するとともに、被告の兄が経営する会社にも依頼しました（同社のB、Cが作業に従事）。事故当日は、亡A、被告、Bが本件加工場の屋根上でトタンを取り付ける作業（本件作業）を行っていましたが、屋根上には囲いや手摺りが設置されておらず、またトタン上面は滑りやすい状態でした。午後3時過ぎ、にわか雨が降り始

めたため、被告は「作業を中止しよう。念のため、ロープ取ってくるんで、動かんといてや。」と声をかけ、屋根から降りました。その後、午後3時44分頃、亡Aが屋根から転落し、病院に搬送されましたが、数日後死亡しました。

#### 2 当事者の主張

被告の安全配慮義務違反の有無に関する当事者の主張は次のとおりです。

##### (1) 原告らの主張

①被告が本件作業期間中に本件加工場に常駐していること、②本件作業が単純作業であること、③亡Aらは作業をほぼ同時にしていたこと、④亡Aらは被告が用意した宿舎、自動車を使用していたこと、⑤亡Aの報酬が2万円の単純日当であったこと、⑥被告が降雨の場合には本件作業を中止するように指示をしていること、⑦被告が事故当日本件作業を中止するよう指示をしていることから、亡Aと被告との間には、実質的な指揮監督関係があった。さらに、⑧被告が屋根材等の資材、高価な機械（ユニック車）及び部材（トタンと釘）を全て用意していること、⑨本件作業が墜落の危険性が高い場所における作業であったことをも総合すると、被告は、信義則上、囲い、手摺り及び覆い等を設置する等の安全配慮義務を負うというべきであるが、同義務に違反した。

##### (2) 被告の主張

①被告が亡Aに対して対等な大工職人仲間として本件作業を依頼している一方、

亡Aは、自らの意思に基づき本件作業に参加する日程を決定するなどしており、上記の依頼に対して諾否の自由を有していたこと、②被告が朝礼やタイムカードによる時間管理及び日報の提出等を要求しておらず、亡Aらの勤務時間を拘束していなかったこと、③亡Aらが自らの裁量に基づき本件作業の進捗を管理していたこと、④亡Aらが、本件作業に必要な大工道具を持参しており、ヘルメット等の装備も各自の判断で着用していたことからすれば、亡Aと被告との間に実質的な指揮監督関係があったということはいえない。被告は原告らの主張する内容の安全配慮義務を負うものとは認められない。

## 2 裁判所の判断

裁判所は、次のような理由をあげて被告の安全配慮義務違反を否定しました。

①被告は、本件作業期間中、本件加工場に常駐していたものの、ユニック車を使用してトタンを運ぶ作業に終始しており、亡Aらに対して具体的な指示を行うことはなく、亡Aらは各自の判断で本件作業を遂行していた。

②亡Aの報酬は2万円の単純日当であったものの、被告は亡Aらに対し、日報やタイムカードの提出を求めたり、始業時間や終業時間を具体的に指示したりすることはなく、亡Aらは、各自の判断で休憩を取ることができていたこと、Cは私用のために本件事故当日の本件作業に参加しなかったものであり、亡Aらは、私用があれば本件作業に参加しないことも可能であったことが認められる。これらによると、被告は亡Aらの作業時間を管理しておらず、亡Aらは労務提供の量を自ら決定することができた。

③亡Aらが本件作業で使用する手回り工具を各自で準備していること、被告はヘルメットや安全帯の着用等といった安全管理について指示することはなく、亡Aらの各自の判断と責任に委ねていたこと、亡Aらは別件修理工事等においても、被告の具体的な指揮命令を受けていなかったこと等からすると、被告は、亡Aらの労務提供の過程を指揮監督する立場にはなかったものと認めるのが相当である。

④一方、被告は、亡A及びBに対して、雨による作業の中止等の声掛けを行い、亡Aらに対して宿舎、自動車、部材等を提供しているが、本件作業は被告が依頼したものであること、被告が亡Aらのトタン取付作業を補助する作業を行っていたこと、亡Aの自宅は京都府内にあり、亡Aが新幹線に乗って来たことからすると、上記の各声掛けは施主又は共同作業員として一般的な注意喚起をしたものにはすぎないし、宿舎、自動車や部材等の提供は施主としての通常の対応であるともみることができる。

## 3 まとめ

原告らの主張では、原告らの損害は約8900万円でしたがこれは認められず、原告らは特別加入による労災保険給付として約1500万円を受給するにとどまりました。別途労災申請を行っていましたが、これも認められず、審査請求、再審査請求、取消訴訟も行いましたが、いずれも認められませんでした。不幸な事故であり、残された遺族のことを思うと複雑な気持ちになりますが、現行の法的判断としてはやむを得ないのでしょう。